

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）	（抄）		1
○計量法（平成四年法律第五十一号）	（抄）		2
○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）	（抄）		4

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（抄）

（検定に係る手数料の額）

第二条 法第百五十八条第一項第二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる特定計量器ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。）第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限り。） 別表第二に掲げる金額

二 前号に掲げるものの以外のものであつて、別表第三に掲げるもの 同表に掲げる金額

三 前二号に掲げるものの以外のものであつて、同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額

（型式の承認等に係る手数料の額）

第四条 法第百五十八条第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一・二 （略）

2 （略）

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定 計 量 器	一件についての金額
一・十三 （略）	（略）
十四 振動レベル計	七十二万七千三百円
十五・十六 （略）	（略）
備考 上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。	

- 一 放射無線周波電磁界イミューニティ試験 十二万三千三百円
- 二 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミューニティ試験 五万四千四百円
- 三 サージイミューニティ試験 三万八千六百円
- 四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（定義等）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5～8 （略）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 （略）

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものととして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ （略）

三 （略）

2・3 （略）

(検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格条件)

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2・3 (略)

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・3 (略)

(輸入事業者に係る型式の承認等)

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者（以下「輸入事業者」という。）は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・3 (略)

(表示)

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2・3 (略)

(外国製造事業者に係る型式の承認等)

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者（以下「外国製造事業者」という。）は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・6 (略)

(手数料)

第百五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 (略)

二 検定を受けようとする者

三・四 (略)

五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）

六〇十七 (略)

二〇四 (略)

(研究所が処理する事務)

第百六十八条の二 経済産業大臣は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第十六条第一項第二号イの規定による検定に関する事務（指定検定機関の指定に係るものを除く。）

二〇四 (略)

五 第五章第二節（第八十六条及び第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に関する事務

六〇九 (略)

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

(特定計量器)

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)

十六 振動レベル計

十七・十八
(略)